

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年三月二十九日 法律第三号)  
第三十四条第3項の規定により、令和元年度の使途を公表する。

1. 森林環境譲与税額

16,793,000 円

2. 譲与税の使途

(1) 林地台帳システム保守業務委託料 1,495,400 円  
・森林経営管理法に係る意向調査等に必要となる森林情報の整備

(2) やましごと工房負担金 7,870,000 円  
・森林経営管理法による意向調査業務等に係る負担金

(3) 森林環境基金積立金 7,427,600 円  
・将来必要となる森林整備及び森林整備の促進に関する施策に必要な積立金